

要旨

2015 年 12 月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の第 21 回締約国会議（COP21）において、2020 年以降の温室効果ガス（GHG）排出削減等を目的とした新たな国際協定として、ポスト京都議定書であるパリ協定が採択された。パリ協定の長期気温目標は、産業革命以降の気温上昇について 2℃を十分に下回る水準に抑制し、1.5℃に抑える努力を追求することとされていたが、2021 年 10～11 月に英国・グラスゴーで開催された COP26 において採択された「グラスゴー気候合意」では、その気温上昇を 1.5℃に抑える努力を追求することとされた。

パリ協定の長期気温目標を達成するために、先進国及び途上国を含む全ての締約国は、気候変動対策の目標及び実施計画等を記載した「国が決定する貢献（NDC）」を UNFCCC に提出し、その実施及び進捗を管理していくこととなった。各締約国は NDC において、気候変動の緩和策として、排出源分野における排出削減とともに、森林を含む土地利用・土地利用変化及び林業（LULUCF）分野をはじめとする吸収源による吸収量増加も排出削減目標に貢献すると位置付けている。LULUCF 分野、特に森林にかかる気候変動緩和策は、費用対効果の高いポテンシャルを有しており、官民双方から関心が高まっている。

NDC の排出削減目標に対する LULUCF 分野の貢献量の計上（accounting）の方法は、UNFCCC や京都議定書の下での経験を踏まえ各締約国が決定することとされており、今後のパリ協定下の交渉や我が国の森林吸収量の算定・計上方法の検討に向けて、各締約国が森林による貢献量をどのように計上するかを把握することが肝要である。

本報告書では、LULUCF 分野、特に森林について、これまでの条約に基づく GHG インベントリ報告及び京都議定書の排出削減目標への計上方法について調査・検討を行った。また、パリ協定の下で、締約国が NDC において採用を表明している森林吸収量の計上方法について分析を行った。

パリ協定の下での最初の NDC を UNFCCC に提出した 194 ヶ国・地域のうち、186 ヶ国・地域（約 96%）が何らかの形で森林分野の活動（Forestry）を NDC に含めていた。多くの締約国は、これら森林分野の緩和活動から得られる社会経済的、環境的な非炭素便益（コベネフィット）の重要性を強調し、適応目的も含めて、その重要性を主張している。

条約の附属書 I 国である先進国は、パリ協定の下での森林吸収量の計上方法についても NDC に記載している。我が国は、京都議定書の下で採用してきた活動ベースを用いて、新規植林・再植林（AR）及び森林減少（D）はグロス・ネット方式、森林経営（FM）は森林経営参照レベル（FMRL）方式（参照レベルがゼロで、実質的に第一約束期間と同じグロス・ネット方式であり、土地の特定方法も同じく FM 対象活動が実施された土地のみを抽出するナロー・アプローチ）を継続して採用することを表明している。他方、米国、豪州及び英国は、京都議定書の下での活動ベースを

継続せず、条約に基づくインベントリ報告と同じ土地ベースを用いて、エネルギー等の他の排出分野と同様にネット・ネット方式へ変更することを表明している。また、EU 加盟国、及びその他のヨーロッパ諸国は、米国らと同様に土地ベースを用いて、土地利用変化があった転用地はグロス・ネット方式、転用のない森林は改良型の森林参照レベル（FRL）方式を採用することを表明している。カナダも他国と同様に土地ベースを用いるが、土地利用変化があった転用地はネット・ネット方式、転用のない森林については FRL 方式を採用することを表明している。

条約の非附属書 I 国である途上国については、NDC において森林吸収量の報告及び計上に関する情報は限られていた。ただし、非附属書 I 国は、森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの排出削減等（REDD+）の活動の実施を含む森林減少の抑制を優先事項として強調している。非附属書 I 国の REDD+については、排出削減目標並びに算定及び計上方法等に関する情報が UNFCCC に提出されており、計上方法として用いられる参照レベルの技術評価も行われている。

このように、パリ協定の下では、先進国及び途上国も含む各締約国が森林吸収量を排出削減目標に計上するにあたって異なる方法を採用している。このため、パリ協定締約国会合（CMA）が採択したガイドラインに従って、各国は、環境十全性、透明性、正確性、完全性、比較可能性、一貫性の確保に努める必要がある。また、各国は、パリ協定の強化された透明性枠組み（ETF）の下で、NDC の進捗を含めた GHG 排出量及び吸収量の算定及び計上方法を報告し、国際的な審査を受けることで、透明性を確保するとともに、パリ協定の第 14 条に記載された、世界全体の進捗状況の定期的な確認（GST）のための情報を提供することが求められている。